

第 2 回

笛吹市・芦川村合併協議会会議録

平成 1 8 年 2 月 7 日 開会

平成 1 8 年 2 月 7 日 閉会

第 2 回

笛吹市・芦川村合併協議会

平成 1 8 年 2 月 7 日

第 2 回 笛吹市・芦川村合併協議会

平成 1 8 年 2 月 7 日
午前 1 0 時 5 8 分開議
東八消防本部 2 階講堂

第 1 開 会

第 2 会長あいさつ

第 3 議 事

(1) 報告事項

報告第 1 号 財務規程の一部改正について

(2) 協議事項

協議第 1 号 平成 1 7 年度補正予算(案)について

協議第 2 号 法定協議会への移行について

そ の 他 新市基本計画(素案)について

(3) その他

第 4 閉 会

開会 午前10時58分

司会（保坂利定君）

おはようございます。

大変ご苦労さまでございます。

開会に先立ちまして、あいさつを交したいと思っておりますので、ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

おはようございます。

それでは、第2回笛吹市・芦川村合併協議会を開会させていただきます。

荻野会長、あいさつをお願いいたします。

会長（荻野正直君）

皆さん、ご苦労さまでございます。

第2回目の任意合併協議会の開催をいたしましたところ、委員の皆さま方には大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、県のほうからは地域振興局の土屋部長さんにお越しいただきました。また、職員の方にもご出席いただきましてありがとうございます。

1月24日に第1回を開催したわけでありますけれども、今日は2回目であります。その間、事務局におきましては、事務事業のすり合わせを積極的に開催していただいております。本日は、そういう内容を踏まえまして第2回目の開会ということになりました。本当にありがとうございます。

今年に入りまして、既に2月もぼつぼつ10日になるというふうなことで、昨日は、心配した雪でございますが、この程度で済んで良かったなと思えました。一回雪が降りますと、それなりにコストがまたかかるわけでありますけれども、そういう中にありまして、2月11日には、笛吹市では日本一早い桃の花見の園が開園になります。

また、過日は、笛吹市の観光の大きな目玉であります温泉を中心にして、どういう形で新しい温泉をつくっていくかということで、笛吹市の新しい温泉のあり方について発信をさせていただきました。これにつきましても、この中でうたわれていることは、笛吹市と、そして、さらに新しく合併する芦川村の自然の良さを、この観光の中にどう取り入れていくか、このことも大きな問題として記者発表をさせていただいております。

合併前からそういう話ができるということは、合併協議会の会長といたしましては大変うれしいことでありますし、委員の皆さま方にもいろいろな形でご意見・ご提案がございます。ぜひとも、どしどしとご提案いただいて、一昨日、知事さんの後援会がございましたけれども、「市長、大丈夫だね」というふうなお話もいただいております。

課題はたくさんあるわけでありますが、お互いに十分なご理解を進める中で、一日も早く合併協議が終了することをお願いいたしまして、開会の言葉に代えさせていただきます。

本日もよろしくをお願いいたします。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

それでは、会長に議長をお願いしまして、早速、議事に入りたいと思っておりますので、荻野会長よろしくをお願いいたします。

議長（荻野正直君）

それでは、最初に報告事項からお願いしたいと思います。

報告第1号 財務規程の一部改正についての報告をお願いいたします。

事務局次長（内藤文子君）

報告第1号 笛吹市・芦川村合併協議会財務規程の一部改正について、ご報告いたします。

1ページをお開きください。

第4条中別表1の歳入予算の区分の部分ですが、当初は1款の負担金だけでしたけれども、2款として県支出金、3款として諸収入を新たに定めさせていただきました。

後ほど、ご協議いただきます補正予算（案）に関連するものでございますので、詳細については、協議第1号で説明させていただきます。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、財務規程の一部改正について報告がございましたが、ご質問、あるいはご意見等がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、次に、協議事項に入りたいと思います。

協議第1号 平成17年度補正予算（案）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（内藤文子君）

協議第1号 平成17年度補正予算（案）の説明をいたします。

2ページから4ページになります。

それでは、3ページをお開きください。

当協議会発足当初は、県の補助金は見込まれておりませんでしたけれども、このたび300万円を限度に2分の1の補助をいただける見通しとなりました。単純に当初予算を倍額しますと、総額600万円となりますけれども、すでに負担割合は2分の1ということが協議されておりまして、笛吹市、芦川村、125万円ずつの負担金は、それぞれ1月18日と19日に納入済みとなっております。今回の補正では、市村の負担金の増額をせずに、当初予算総額250万円をベースに、県補助金を250万円と見込んで計上いたしました。

諸収入の1千円は、普通預金の利子でございます。ごくわずかな金額とは思いますが、2月に見込まれますので計上いたしました。

歳入の第2款県支出金、第1項県補助金、第1目事業費県補助金250万円。

第3款諸収入、第1項諸収入、第1目諸収入1千円となります。

先ほど、ご報告申し上げましたけれども、財務規程の第4条第1項関係の改正をお願いしまして、県支出金と諸収入を新たに定めさせていただいております。

次に、4ページをご覧ください。

歳出ですが、第1款総務費、第1項事業推進費、第1目協議会費の13節の委託料としまして250万円、これは例規・規則の調査委託料として計上しております。

第2款の予備費としまして1千円を計上いたしました。

前後しますけれども、2ページをお開きください。

歳入の合計ですが、補正前の額250万円と今回補正額の計250万1千円を合計しまして、500万1千円。

次に、歳出の合計ですが、補正前の額250万円と今回補正額の計250万1千円、合計500万1千円となります。

以上でございます。

ご協議をよろしくお願いいたします。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第1号 平成17年度の補正予算につきまして説明がございました。

これにつきまして、ご意見等がございましたら、ちょうだいしたいと思います。

原案どおりでよろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、協議第1号につきましては、お示しの原案のとおり決定させていただきます。

続きまして、協議第2号でございます。

法定協議会への移行につきまして、協議を行いたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長（内藤文字君）

協議第2号 法定協議会への移行について、ご説明申し上げます。

前回、第1回の協議会におきましてスケジュールの説明等をさせていただきまして、3月1日の法定協への移行を承認していただいております。

平成16年10月の6町村の合併時は、市町村の合併の特例に関する法律等に基づいて、一連の手続きがなされてまいりました。このたびの合併は、平成16年5月26日に公布されております「市町村の合併の特例等に関する法律」、いわゆる合併新法に基づきまして、8月1日を目指して進めてまいります。

平成17年4月1日から平成22年3月末日までに合併した市町村が適用対象となりまして、昨年、新聞等で報道されましたのでご存じかと思いますが、5年間の時限立法でございます。

このたびの合併が、この合併新法が適用される県下第1号の合併になるわけでございます。

では、読み上げさせていただきます。

法定協議会への移行について

平成18年8月1日の合併を目指して、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律第3条第1項の規定に基づく法定協議会へ、以下の理由により移行する。

法定協議会へ移行する理由

1. 新笛吹市基本計画の策定や合併協定項目をはじめ、合併に関するあらゆる事項を責任ある法定協議会において協議するため。
2. 合併新法に基づく国・県の財政支援措置を有効活用するため。

以上でございます。

議長（荻野正直君）

ただいま、協議第2号 法定協議会への移行についての説明が終わりました。

これに関するご意見・ご要望等がございましたら、ちょうだいしたいと思います。
よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、ご異議がないようでございますから、原案どおり決定させていただきます。
続きまして、その他の項目に移りたいと思います。

その他の項目といたしまして、新市基本計画(素案)について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長(内藤文字君)

新市基本計画の素案についてご説明申し上げます。

新市基本計画は、市町村の合併の特例等に関する法律第6条第1項に基づき作成されるものであります。

基本の手続きと概要を申し上げますと、新市基本計画とは、新市の円滑な運営の確保、および均衡ある発展を図ることを目的とし、ハード・ソフト両面を含む幅広い内容を盛り込んで作成する計画のことでございます。いわば、新笛吹市のマスタープランとしての役割を果たすものでもあります。

法定協議会において協議・作成され、県との正式な協議を行い、その正式回答を得て、改めて知事宛てに送付することになります。

平成16年の6町村の合併時には新市建設計画を策定いたしました。ご案内のとおり、この建設計画に基づく事業が合併特例法上の財政措置が受けられることになっております。このことを念頭に置きまして、原則的に建設計画の中身は変えずに、今回の笛吹市と芦川村との編入合併においては、芦川村の部分的な加筆と、その前後の文言の修正のみとさせていただきたいと考えております。

しかしながら、合併後、芦川村が果たす役割、芦川村の要望事業、また、いままで村の規模ではできなかった事業、それらを簡潔な文言に集約して位置付けたいと思っております。

これからご説明いたしますけれども、今回、皆さまにお示ししましたものは、まだまだ原案です。この点を十分ご理解いただきたいと思いますと思っております。

いずれも、新旧対照表としてお示しいたしました。

また、本当に申し訳なかったのですが、事前にご一読いただきたくて少しでも早くと思い、事務的にも努力をいたしましたけれども、お配りいたしましたのが、なにぶん直前のことでございまして、本当に申し訳ありませんでした。

それでは、新笛吹市基本計画(素案)をお開きください。

比較対照表の目次です。第1章の「序論」から第8章の「財政計画」まで、8章で成り立っております。

1ページです。

左側が笛吹市の建設計画でございます。右側が新笛吹市基本計画の素案でございます。

加筆および修正部分については、アンダーラインを引いておりまして、その上に網かけがしてあります。

それでは、1の「合併の必要性」について始めたいと思います。

「平成16年10月に」というのを加えております。そして、6町村「が合併した笛吹市」という言葉も加えております。

2行目ですが、「御坂山地に位置する芦川村とは東八代広域圏として、」という言葉を加えています。

「観光地でもあります。」の下ですが、「山々の懐深く緑豊かな、日本の原風景を彷彿させる芦川村と融合することにより、更に」という言葉を加えさせていただいております。

その下は、「平成18年1月1日」「同年3月」に法定合併協議会を設立して「新笛吹市」という言葉になっております。

めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

真ん中あたりですが、左側の「当地域」という言葉を「平野部」という言葉に変えてあります。

2行目から3行目、4行目に至るところですが、「交通利便性の高い地域です」のあとですね、「が、芦川村一帯の山間部と地理的、地形的に一体化するには主要地方道笛吹芦川市川三郷線の改修整備が緊要となります。」と加えています。

その下は、「町」を「市」に変えています。そして、下から2行目が、「各町」を「2市」、それから「地域資源を最大限に活かし」という言葉を加えています。

3ページをご覧ください。

「本計画は」のあとを少し削除しております、「笛吹市」に変えています。

第2章ですが、1「位置と地勢」のところ、上から4行目に加えています。「その山間にほぼ東西に流れる芦川に沿って点在する集落、及び」という言葉を加えています。芦川村の景観の一部を表現してみました。

めくっていただきます。

4ページでございますが、「面積」と「人口と世帯」のところでございます。

ご案内のように、17年度に実施しました国勢調査の人口と世帯数のみ、最近速報がされおりますけれども、全体の数値が公表されるのは、10月ころではないかと思われれます。昭和55年から平成12年までは、左の建設計画の数値に芦川村の分の数字を上乗せしてあります。平成17年度について増設してありますけれども、注釈のとおりでございます。

5ページに移っていただきます。

数字が全部空欄になっておりますけれども、このことも17年度の国調のことが絡んでおりますけれども、6ページの「人口及び世帯の見通し」についても同じことが言えるのですが、まだ数字を入れてございません。総合計画、都市計画マスタープラン等との整合性を図る意味でも、担当者と十分協議しまして数値を固めていきたいと考えております。今現在は空欄でございます。

6ページをめくってください。

第4章「新笛吹市建設の基本方針」のところに入ります。

下から2行目でございますが、「菊等の花卉及び」のあとに「ほうれん草等の高冷地野菜等」を加えています。

7ページにいきまして上から3行目ですが、加えています。「また、南部を占める山間部は豊かな自然に恵まれた日本の原風景と形容すべき特有な空間を形成しています。」この文言のとおり、今の芦川村を表現してみました。

7ページの一番下の行でございますが、「笛吹川や金川」のあとに「そして芦川」という言葉を加えています。

8ページに移ってください。

8ページは「笛吹市」という言葉が入っております。(3)「個性輝く自立都市の創造」のところでございます。

9ページをお願いします。

9ページも「笛吹市」という言葉が2カ所に入っております。第5章「新笛吹市の施策」でありますが、この施策の体系については、3つの大きな柱の下に2項目ずつ、その下に枝としまして5ないし8、多いところで8に分かれております。

10ページをお開きください。

10ページも下から4行目のところに「笛吹市」という言葉が入っております。

11ページも「笛吹市」という言葉を入れてあります。

12ページをお開きください。

県立博物館の「建設地」という言葉を削除しております、その下に「笛吹市」という言葉が入っております。そして、の「自然環境の管理活用・景観形成」のところでございますが、「森林地帯」のあとに「、のどかで美しい集落地帯」という言葉を加えてあります。その下も「金川」のあとに「、芦川」という言葉が入っております。

13ページをご覧ください。

四角でくくられているところですが、一番下の行に「都市・山間部連携の推進」という言葉を入れました。いままでの芦川村の規模ではできなかった事業なども、含まれるのではないかと思います。

次の14ページも「笛吹市」という言葉が2カ所に入っております。

15ページをお開きください。

上から4つ目の丸のところ、市域全体の「庭」のあとに「ふるさと原風景」という言葉をかきかっで加えてあります。芦川村のかやぶき屋根や石積みなど文化的な遺産が織りなす風景を表現してみました。

次に、16ページをお開きください。

「藤袋の滝」で始まる文章のあとに1行加えてありますが、「すずらん群生地やハイキングコース等、美しい自然の周辺整備促進を図ります。」と、本州ではまれに見るすずらんの群生地、山梨百名山に数えられる黒岳、節刀ヶ岳、私どもの事務局の窓から節刀ヶ岳を望むことができるのですが、最近、親しみがわいてきました。そういう言葉を入れました。百名山が5山もあるという芦川村の風景、ここで芦川村の要望事業なんかは図れるのではないかと考えています。

17ページでございますが、ここも「笛吹市」という言葉を加えました。

そして、18ページをお開きください。

の「循環型社会づくり」のところでございますが、「太陽光や風力」のあとに「水力」という言葉を入れました。この水力は主に水車をイメージしておりますが、観光用のみならず、実益を兼ね備えた水車のイメージをここで加えさせていただきました。

次に、20ページをお開きください。

20ページと、それから21ページも「笛吹市」という言葉を加えてあります。

22ページをお開きください。

3)の「個性輝く自立都市の創造」というところですが、のところに「笛吹市」という言葉

を入れました。

そして、2つ目の丸ですが、「子供たちに」から始まるところで、「都市部と山間部の地域間や、世代間交流及び」という言葉が入っております。

それから、3つ目の丸ですが、「児童」の前に「地域の特性、」という言葉を加えております。

次に、24ページをお開きください。

24ページも「笛吹市」ということばを加えております。

25ページも「笛吹市」という言葉が1つ入っております。

続いて、26ページも「笛吹市」という言葉が1つ入っております。

27ページをお開きください。

第6章の「新笛吹市における県事業の推進」でございますが、「笛吹市」という言葉を何カ所か加えておまして、道路網の整備の2行目のところですが、「八代・芦川・三珠線」を「笛吹芦川市川三郷線」という言葉に変えております。

28ページをお開きください。

ここも「笛吹市」という言葉が何カ所か入っておりますが、第7章の「公共施設の統合整備」についてですが、中ほどですが、「当分の間」のところですね。「現在の笛吹市役所暫定本庁舎に置き、旧6」という言葉を加えてあります。

続きまして、29ページでございますが、「財政計画」のところ、「平成17年度から平成26」とありますが、これは「18から27」に変えております。

それから、歳入の(3)「地方交付税」のところですが、6町村の合併時に合併特例債というのがあったのですが、合併新法では廃止されておりますので、その文言を削除しております。そして「現行の制度に基づくほか、普通交付税算定の特例措置(合併算定替)」という言葉を加えさせていただきました。

以下、「国庫支出金・県支出金」のところもそうでございますが、30ページの「地方債」、それから歳出(5)の「普通建設事業債」、それから(7)の「積立金」も同様でございますけれども、削除されております。

次に、30ページをお開きください。

(8)の「地方債」でございますが、ここは削除して、また加えてあります。「新笛吹市基本計画の事業実施に伴う事業債等」という言葉を加えてあります。

それから、下から2つ目の でございますが、ここも合併新法では合併特例債は廃止のために削除してあります。

(7)も同様でございます。「過去の実績等により算定しています。」という言葉を入れてあります。

それから、次の32ページから33ページにわたります、財政計画の数値でございますが、現在、財政担当で調整中でございますので、次回にはお示しできるかと思っております。

大変雑ばくな説明で恐縮ですけれども、以上でございます。

議長(荻野正直君)

ご苦労さまでした。

ただいま、新市の基本計画の素案についての概略説明がございました。

これにつきましては、今協議会の中で初めてご覧になる方もあると思います。今、事務局の説明では、前合併協議のときに作りしましたものをベースに説明しましたから、変わった部分だ

けの説明でございましたけれども、初めてご提示申し上げました。

ぜひ、ご一読いただき、そして、お気付きの点は次回、あるいは、これにつきましては、最終的には法定協議会の中でも何回か審議をさせていただきたいと、かように思っております。

ご熟読いただきまして、ご意見、またご提案をいただければありがたいと思います。

今日のところは、こういうものを作るということ、あるいは、旧6町村が合併したときにこういうものを作ったということで、ご理解をいただきたいと思います。

それに関して、何かご意見がありましたら。

どうぞ。

委員(藤本芳政君)

この新笛吹市の基本計画の素案を昨日いただきまして、拝読させていただきましたが、私なりの感想と申しますか、感謝を申し上げる中で、一言申し上げたいと思います。

今年、1月1日に合併協議会の事務局を立ち上げていただいて、1カ月少々という中で、この8月の合併の協議会をつくっていただく中で、この新笛吹市基本計画に芦川村の主たる事項を組み入れていただいたことは、誠に感謝に堪えない次第でございます。

やはり、今日まで東八代広域町村として共に苦楽を分かち合い、リーダーとして笛吹市には多分なご指導をいただいたゆえんかと、こんなように思っております。

これからも、私たちこの合併協議を進める中で、皆さま方にご協力と敬意を表しながら、私どもも飾ることなく、そしてまた、背伸びすることなく、当然のことでございますが、粛々と合併を目指していくつもりでございます。

まだまだ、いろいろな問題が山積しておりますが、「嫁は庭から婿は座敷からもらえ」というような諺がございますように、芦川村は嫁として迎えていただき、そして、必ずや笛吹市の家風に染まり、そして、よき子孫を残せるかと、こんなふうに感じておりますので、今後とも皆さま方のご支援・ご協力を心からお願いする次第です。

ありがとうございます。

議長(荻野正直君)

どうもありがとうございました。

今、ご意見をいただきました、新市の基本計画、さらに皆さま方にご研さんいただきまして、お互い理解のいくような基本計画にしていきたいと思っておりますから、よろしく願い申し上げまして、この件につきましては以上で、次への課題というようにさせていただきたいと思っております。

以上をもちまして、本日の議題についてはすべてが終了するわけでございますが、ご協力いただきましてありがとうございました。

では、その他で事務局のほうでお願いいたします。

事務局長(保坂利定君)

それでは、その他ということで、今後の事務的な日程を若干ご説明申し上げたいと思っております。

まず、笛吹市に対する住民への周知の関係ですが、私どもは去年の暮れから、各6町村の地域審議会へ諮問いたしまして、答申を受けている関係がありますので、地域審議会に対してのご報告を申し上げたいと思っております。

まず、2月10日に御坂、午後、一宮。13日に午前中、春日居、午後、八代。15日に石和、午後、境川の地域審議会にご説明する予定であります。

なお、住民に対しましては、3月号の広報になりますけれども、各戸への経過報告をチラシ

にてご周知申し上げたいと思います。それに伴いまして、ホームページ、あるいは広報ふえふきで、合併状況を随時お知らせする予定であります。

2月21日に芦川村と同時に臨時議会を開催していただきまして、法定協議会への移行の議決をいただきまして、3月1日の午後から第1回の法定協を開催する予定であります。

事務局の希望といいますかお願いになりますが、現在いらっしゃる委員さん方をそのまま法定協の委員さんとして、委嘱を申し上げたいと思います。そのあと、第1回の法定協を開催したいと思います。

事務的には、昨日、2月6日に第1回の3部会の専門部会を開催しまして、27項目の協定項目、あるいは事務すり合わせを随時進めておる状況ですけれども、できるだけ早い時期にすり合わせを完了していきたいと考えております。

なお、事務的にできない大きな問題がいくつかあります。教育問題、あるいは議会、あるいは農業委員会の関係がありますので、その都度、私どものほうでご協議を願って、事務すり合わせ、あるいは協定項目がスムーズにすり合わせができるようにご協力をお願いしたいと思います。

以上、これからのスケジュールと事務的な報告を申し上げます。

議長（荻野正直君）

ありがとうございました。

1つだけご確認をさせていただきますけれども、芦川村さんに関しましては、地域の住民の方には地域説明会を2回、計画していると伺っております。笛吹市側につきましては、地域審議会への説明と、それから3月1日号の広報お知らせ版の中で周知をしていくと、こういうことをご確認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

司会（保坂利定君）

それでは、以上をもちまして議事も終了いたしましたので、副会長であります芦川村の村長より閉会の言葉をお願いいたします。

副会長（野沢今朝幸君）

どうもご苦労さまでした。

なによりも、法定協議会への移行ということで皆さんの賛同を得ることができまして、本当にありがとうございました。

先ほど、事務局のほうで後日の日程の説明ということで、この21日には笛吹市、芦川村で臨時議会を開きまして、そこで可決していただければ、いよいよ法定協議会ということですので、本当に、そのように進むというふうに期待をしまして、また、皆さんにもお願いをしたいと思います。

市長さんの最初の言葉にもありましたように、すでに笛吹市の観光の関係で新しい方向を出していくという中で、芦川地域をその不可欠な部分として組み入れてくれていると、本当にありがたいことで、そして、先ほど基本計画の素案の説明がありましたけれども、その中でも芦川の地域の特性、あるいは芦川に対する大きな期待というものが、本当に感じられるわけで、むしろ過大な配慮があるのかなというくらいに恐縮に感じているところです。それに十分応えられるように、芦川村のほうでも、これからは村民の自治ということが基本になればいいな

いと考えていますので、そのへんも合併までわずかですし、また、合併してもそれは重要なこととありますので、そのへんの啓蒙というところちょっとおこがましいですけども、そういうことも徹底していきたいと考えて、皆様のご期待に応えたいと思います。

今日は本当にご苦労さまでした。

司会（保坂利定君）

ありがとうございました。

それでは、第2回笛吹市・芦川村合併協議会を閉会とさせていただきます。

あいさつを交しますので、ご起立をお願いいたします。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時38分

第2回 笛吹市・芦川村合併協議会 出席者

平成18年2月7日

【 笛 吹 市 】

荻野正直
龍澤敦
小宮山文明
望月健二
中村善次
井上一己
志村勢喜
鈴木貞夫
吉原五鈴子
内藤秀人

【 芦 川 村 】

野沢今朝幸
野澤一男
中村長年
五味善英
霜村千代晴
藤本芳政
芦澤今朝光
野澤茂子